

[事案 2024-111] 転換契約無効請求

・令和7年5月30日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2024-164] の申立人の親である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年4月に既契約を転換して契約した組立型保険について、転換の際、募集人から本契約が掛け捨てであるという説明を受けていなかったことから、転換を無効として既払込保険料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約締結時、募集人は、申立人に設計書および転換比較表を交付し、募集用携帯端末の画面にて保障内容等の意向や転換制度について確認を行った。
- (2) 毎年、契約内容通知文書を送付しており、申立人が保障内容を確認することは可能であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。